

## 規制シート(様式)

080195201950001

平成28年12月27日

規制の名称	貸付信託に係る信託契約を締結する信託会社等に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	貸付信託法(昭和27年法律第195号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	貸付信託の受益権を受益証券に化体するとともに、受益者の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に必要な分野に対する長期資金の円滑な供給に資すること。		
規制内容の概要	信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関)は、貸付信託に係る信託契約について、内閣総理大臣の承認を受けた信託約款に基づいて締結する義務、信託約款の変更の承認を受けたとき又は信託契約を締結しようとするときに公告する義務 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	貸付信託は、受益権を証券化して不特定多数の投資家に販売するものであり、一般投資家による投資が容易になることから、投資家保護のための公告制度や内閣総理大臣による受託者の監督制度を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		